第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目53番９号
破産者　北道　昌佳
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
沖縄県那覇市曙１丁目９番14号　あけぼの荘301
破産者　宮村美保子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５５号
青森市大字筒井字八ツ橋206番地１　Ｂ棟、開始決定時の住所青森市橋本１丁目９番16―301号
破産者　三浦　知克
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
岩手県下閉伊郡山田町船越第20地割39番地９
破産者　佐々木彬雄
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第１７号
岩手県宮古市田老字向新田148番地　グリーンピア三陸みやこ仮設住宅３―23棟３号、旧住所岩手県宮古市田老字野原51番地１
破産者　下西　　剛
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第２０８号
横浜市戸塚区品濃町537番地20　中央街区Ａ棟704号
破産者　上田　三晃
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４７６号
神奈川県高座郡寒川町倉見1172番地　ロイヤルパレス寒川205号
破産者　樺澤　治彦
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９号
富山県氷見市窪3283番地37
破産者　池永　正嗣
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第４４号
富山県高岡市明園町９番17―206号　サンビューム明園
破産者　上谷　広子（旧姓笹尾）
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１５９号
金沢市橋場町12番１号
破産者　大多　一子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１９号
和歌山県新宮市王子町２丁目５番17号
破産者　下村　和也
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第１３５号
愛媛県松山市安城寺町1096番地
破産者　久田松　司
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７６号
高知市旭上町32番地８　柳瀬アパート１Ｆ・西
破産者　小川　清志
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７７号
高知市旭上町32番地８　柳瀬アパート１Ｆ・西
破産者　小川　佳代
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０号
広島市西区井口台３丁目37番３―507号
破産者　長尾　弘史
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
福岡県柳川市三橋町藤吉480番地１　西日本シティ銀行柳川寮
破産者　嶽本　峰子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
北九州市小倉南区中曽根東６丁目１番15号　小松アパート101号
破産者　松崎　貴子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１号
佐賀県伊万里市黒川町大黒川2222番地６
破産者　中村　公一
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１２０号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3379番地21
破産者　永迫美恵子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部